

【郵送用】住民票等郵便請求申請書

富士吉田市長 様

次のとおり申請します。

令和 年 月 日

請求者	住所	〒 -		
	氏名	フリガナ	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日生
		Ⓜ		
	日中連絡可能な電話番号	() -	携帯・自宅・勤務先()	
証明が必要な人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の人 <input type="checkbox"/> その他() ※委任状が必要な場合があります。			

請求する住民票の住所	富士吉田市
(フリガナ)	
世帯主	
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日生
(フリガナ)	
必要な人の氏名(抄本の場合)	
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日生

区分	トウホン 謄本 (世帯全員)	ショウホン 抄本 (世帯の一部)	金額 (1通)	記載を希望する項目に○をしてください。 1. 全部記載 3. 本籍・筆頭者記載 2. 全部省略 4. 世帯主・続柄記載 以下の項目は必要な場合にチェックしてください □マイナンバー(個人番号)※使用目的記入必須 □住民票コード※使用目的記入必須 ～外国人住民の方(在留カード内容)～ □全部記載 □在留カード番号 □在留資格 □在留期間の満了日 □在留資格 □在留期間
	必要証明	通	通	
住民票の写し	通	通	300円	
除かれた住民票の写し(除票) ※個人での証明になります。	/	通	300円	
住民票記載事項証明	通	通	300円	
～その他～	/	通	証明により異なります。	

最近2週間以内に必要な人が戸籍の届出をした方は記入して下さい。
令和 年 月 日に()届を()市区町村に提出

使用目的(※本人・同一世帯以外からの請求の場合は、特に詳しく記入してください。)

提出先(※本人・同一世帯以外からの請求の場合は、特に詳しく記入してください。)

請求申請書と同封するも	①手数料・・・定額小為替(無記名のもの) 金額_____円同封
	②返信用封筒・・・請求者の住所・氏名を記入し、返信用の切手を貼ったもの
	③本人確認書類・・・一点確認：免許証・マイナンバーカード 在留カード・障がい者手帳など 二点確認：保険証・診察券・キャッシュカード・クレジットカード・学生証・社員証・預金通帳など ※申請者の住所地又は本籍地が富士吉田市ではなく二点確認の場合、どちらか一点に住所地が記載されていないと本人確認書類として扱えません。
	④その他の方が請求する場合は、正当な請求である事のわかる書類が必要な事があります。 ※詳しくは市民課窓口・戸籍担当までお問い合わせください。

・請求いただいた証明書は、請求者の住民登録地に返送させていただきます。

・偽り、その他不正な手段により交付を受けた場合は、過料に処せられます。

郵送による住民票等の請求方法

次の①～④を同封してお送りください

住民票請求には、申請してから受け取るまでに1週間程度かかることがあります。

① 請求書

1ページ目が請求書になっていますので、お使い下さい。

② 手数料

手数料は郵便局で扱っている定額小為替(または為替)でお送り下さい。

手数料に関しては、**切手での支払いはできません。**

③ 本人確認書類(有効期間のあるものは、有効期間内のものに限りませう。)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。)、

マイナンバーカード(個人番号カード)、官公庁の発行した免許証・許可証・

資格証明書などの身分証明書であつて顔写真付きのもののコピー(写し)を同封して下さい。

健康保険証、年金手帳等、身分証明書の種類によっては2種以上の提出が必要な場合がありますので、事前にお問合せ下さい。

④ 返信用封筒および返送料

返信用封筒には、ご自宅の住所(住民票の登録地)と氏名を記入し、郵送料分の切手を貼

って下さい。返送料は封筒の大きさ・重さによって異なります。申請通数の多い場合などは、

あらかじめ余分の切手を貼らずに同封して下さい。速達等を希望される方は、速達料金分の切手も貼って下さい。その旨封筒に記載してください。

《 ご注意 》

☆ 住民票は委任状や正当な理由がない限り同じ世帯の方のみ発行することができます。

☆ 申請内容に不備がある場合、申請書をお返すことがあります。また、手数料・郵送料の立て替えはできません。

☆ 本人から委任されて第三者が請求をする場合は、必ず委任者が自署押印した委任状(誰が誰に何を何通委任するか等、詳しく記入したもの)が必要になります。

☆ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは30万円以下の過料に処せられます。
(住民基本台帳法 第46条)

☆ 証明書の送付先は、住所地(住民登録している場所)への送付が原則となります。

☆ その他、お問い合わせ先

富士吉田市役所 市民生活部 市民課 窓口・戸籍担当
電 話(0555)－22 - 1111 内線143